

国港経第 14 号
平成19年8月 7日

港湾管理者 あて

国土交通省港湾局長

港湾管理者手続の統一化・簡素化に係る統一モデル様式について

現在の港湾手続を含む貿易関連手続は、長い時間をかけて形成され、定着してきたものであるが、これらの手続は IT 化の進展と安全管理の強化により大きく変化し始めている。

このような諸課題への対応の一環として、「アジア・ゲートウェイ戦略会議」において「貿易手続改革プログラム」が本年5月16日に策定され、同プログラムにおいて、国際物流機能の強化に向け、港湾手続の統一化・簡素化の推進が求められるとともに、同プログラムを踏まえた「規制改革推進のための3か年計画」が本年6月22日に閣議決定されたところである。

国土交通省としてはこれらの計画等を踏まえ、我が国港湾の国際競争力の維持向上のため、アジアトップクラスに匹敵するIT化、ペーパーレス化の徹底等による港湾利用者の利便性向上の実現を目指し、今般、別添のとおり港湾手続の統一化・簡素化の方針を定めたので、各港湾管理者においては、遺漏のない対応、協力方お願いする。

(別添)

1. 新たな統一モデル様式の制定について

従前より港湾関係の手續や様式の簡素化や画一化については、平成17年7月1日付国港管第344号「FAL条約(国際海上交通の簡易化に関する条約)の締結及び港湾管理者手續の簡素化に関する措置について」を発出し、港湾利用者などの意見も踏まえて作成したモデル様式(「係留施設使用許可申請」を包含した関係機関共通様式である「入港前手續様式」の他、「船舶給水施設使用許可申請書」、「旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請書」、「ひき船使用許可申請書」、「船舶廃油処理施設使用許可申請書」、「入港料減免申請書」、「入港料還付申請書」を言う。)を通知し、船舶に係る各種手續全般について進めてきたところである。

今般、「貿易手續改革プログラム」1.「規則の見直し、手續の統一化・簡素化」(2)「具体的取組み」③「港湾手續の統一化・簡素化」において各港共通の手續で、入力情報の利活用の効果が高い手續について申請書式の統一モデル様式を国が作成し、各港湾管理者に通知しその採用を要請することとされたところである。

このため、国は、平成17年7月1日付国港管第344号「FAL条約(国際海上交通の簡易化に関する条約)の締結及び港湾管理者手續の簡素化に関する措置について」により通知した別添モデル様式を一部改正し、更に港湾利用者からの強い要望のあった港湾管理者手續について引き続き検討を行い、新たに簡素化した様式を定めた。(以下、これらを総称し「統一モデル様式」と言う。)

統一モデル様式が各港湾管理者により採用され、各港湾で利用されることにより、港湾の効率的な運営及び港湾利用者の利便性の一層の向上が図られるものである。

なお、平成17年7月1日付国港管第344号「FAL条約(国際海上交通の簡易化に関する条約)の締結及び港湾管理者手續の簡素化に関する措置について」の内、別添モデル様式については、本通知をもって廃止する。

(1)統一モデル様式の種類

- ①入力作業の省力化及び将来の電子化に対応するため、全ての統一モデル様式に申請者名及び施設名にコード記入欄を設けた。これに伴い、平成17年7月1日付国港管第344号「FAL条約(国際海上交通の簡易化に関する条約)の締結及び港湾管理者手續の簡素化に関する措置について」により通知した別添モデル様式を改正した。(別紙統一モデル様式1～7)
- ②「ひき船使用許可申請書」を「ひき船使用許可申請書兼配船希望願」に改めた。
(別紙統一モデル様式4)
- ③今回新たに定めた統一モデル様式に係る手續は以下のとおりである。
 - ・荷役機械の使用に係る使用許可申請書「荷役機械使用許可申請書」
(別紙統一モデル様式8)
 - ・上屋の使用に係る使用許可申請書「港湾施設(上屋)使用許可申請書」
(別紙統一モデル様式9)

- ・土地の使用に係る使用許可申請書「港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請(別紙統一モデル様式10)
 - ・コンテナ用電源の使用に係る使用許可申請書「コンテナ用電源使用許可申請書」(別紙統一モデル様式11)
- ④③で掲げた手続について港湾利用者の利便性及び港湾管理者の事務手続きの軽減を図るために、同一様式で複数の手続が可能となる複合様式を以下の区分で作成した。
- ・(建物の類+土地の類)に係る複合様式(別紙統一モデル様式12)
 - ・(荷役機械+建物の類+土地の類+電気施設)に係る複合様式(別紙統一モデル様式13)
- ⑤なお、統一モデル様式の対象は、届出及び許可申請など、利用者が提出するのに対応した様式である。

(2) 船舶運航動静について

船舶運航動静通知は、港湾管理者が、その港湾の特性に応じ、船舶の効率的かつ安全な運航のために利用者に対してサービスを行っているものである。

しかしながら、入港前手続等で、提出している船名などの同一情報を、複数回提出を求めている場合が見受けられることから、入港前手続等と重複する情報であれば、同一情報の再利用等を行い情報の二重入力の回避を港湾利用者から強く求められているところである。

船舶運航動静通知により把握している情報については、入港前手続様式(その1)及びひき船使用許可申請書兼配船希望願の組み合わせにより必要とする情報の把握がほぼ可能であることから、船舶運航動静通知の提出を求めている港湾管理者におかれは、統一モデル様式の入港前手続様式(その1)及びひき船使用許可申請書兼配船希望願を採用のうえ以下のような対応をお願いする。

その際に各港湾管理者において個別に必要な事項は備考欄を利用し、記載することとされたい。

①今回通知した統一モデル様式の内、入港前手続様式(その1)とひき船使用許可申請書兼配船希望願の併用により、船舶運航動静通知に換えることができるものとした運用を行って頂くこと。

②①の措置により、書類及び港湾管理者所有の独自システムによる電子申請をもって各港湾管理者が現在使用している船舶運航動静通知様式も、従来通り使用することを妨げるものではない。

なお、上記②の趣旨は、二重入力の回避は、平成20年10月の次世代シングルウィンドウ稼働後の早期に予定している港湾EDIシステムにおける処理可能手続の追加時に初めて実現するものであるという認識によるものである。

そのために国としては、機能の追加時には、各港湾管理者が船舶運航動静等通知において必要とする情報の内、他の手続においても使用している同一情報を引用できるような改修を行い、システムの利便性を向上させるとともに、各港湾管理者が独自システ

ムの構築に必要な情報の提供を目指すこととしていることを念のため申し添える。

2. 統一モデル様式の採択時期について

- (1) 港湾管理者におかれては、統一モデル様式について、できるだけ早期に条例・規則等の改正により書面においては統一モデル様式を利用した申請が可能となるよう採用をお願いしたい。特に、平成17年7月1日付国港管第344号により通知した様式を採用している港湾管理者にあつては、条例・規則等の改正が必須となることを申し添える。
- (2) 各港湾の統一モデル様式の統一化については、「貿易手続改革プログラム」において定期的な調査及び公表が求められており、また、同プログラムにおいては次世代シングルウィンドウ稼働後できるだけ早期に統一モデル様式の機能追加を行うよう位置づけられていることから、各港湾管理者においては早期の条例・規則改正等による統一モデル様式の採択の完了をお願いする。

3. 統一モデル様式の採択にあたっての留意点について

- (1) 統一モデル様式の申請項目は、必須項目であり、この必須項目がベースとなった電子化が行われる予定であるので、項目についても統一して記載するようお願いする。
- (2) 統一モデル様式の採用にあたり、申請項目の追加が必要となる場合には、今回の統一化・簡素化の趣旨を充分留意し、その上で最小限度の範囲内で申請項目を備考欄に追加することは差し支えない。なお、港湾利用者の利便に特段の配慮が必要な場合などについては一定期間、現在使用している書式との併存は差し支えないが、特段の事情のない限り現在の様式と統一モデル様式との併存は最小限に抑え、できるだけ早期に現在の様式を統一モデル様式に置き換える方向で、条例・規則等も含めて必要な措置をお願いする。
- (3) 各港湾管理者において手続そのものを定めていない場合、若しくは対象手続にかかる施設が存在しない場合は、条例・規則等の改正の際に当該手続に係る統一モデル様式の制定は必要ないとする。但し、今後対象手続を定める、若しくは対象手続に係る施設の整備が想定される場合は、現時点における統一モデル様式の積極的な採用をお願いする。但し、その場合においては、港湾利用者への新たな負担が生じないよう各港湾管理者により十分配慮されたい。
- (4) 現在書類の提出を必要としない手続において、統一モデル様式を採用することにより、書類の提出が新たに発生するものについては、港湾利用者の利便性を優先し、現行のままで差し支えない。
- (5) 今回の港湾管理者手続の統一化・簡素化は、最終的には電子申請でのシングルウィ

ンドウ化を目指しているところであり、各港独自の書式を残すことは、シングルウィンドウ化の達成が出来ないこととなるため、「貿易手続改革プログラム」で提案されているとおり、事後届出、報告等使用頻度の低い申請手続は極力統合、撤廃等の実現を条例・規則等の改正時に願います。

なお、各港湾の手続には、統廃合が困難な手続があり、これらについては国のシングルウィンドウになじまないものであることは理解しているが、これらの手続が残る場合は、港湾利用者の観点からはシングルウィンドウになっていないことを各港湾管理者においては認識願いたい。

(6)各港湾管理者が現在運用している独自システムが相当数利用されていることを国としても認識しており、港湾利用者の利便を考慮して、書面における統一モデル様式の採択と現行独自システムが並立できるような条例・規則等の改正を願います。

(7)統一モデル様式には、申請者コード記入欄等各種コード欄を設けたところであるが、各種コード欄は電子化時に使用することを想定してあらかじめ設定したものである。従って、現状において各種コードの記載を必要としない港湾管理者もあると思慮するが、将来の電子化への迅速な対応を念頭に、統一モデル様式の採用する条例・規則等の改正作業を願いたい。

4. 統一モデル様式に係る手続の電子化に係る措置について

(1)「貿易手続改革プログラム」においては、2. で述べたとおり統一モデル様式を定めた手続について、次期シングルウィンドウシステム稼働後早期の同システムへのできる限りの一本化が位置づけられており、各港湾管理者においては手続の電子化に関しても条例の改正、独自システムの改修等を所要の措置を願います。

なお、3. (4)に該当する書類の提出を必要としない手続についても、電子申請を行いたいという者があれば電子申請による届出の受理が可能となるよう条例、規則及びシステムの環境整備を願います。

(2)平成20年度には港湾EDIへの機能追加の仕様などを公開する予定なので、独自システムの早期改修のための予算措置等の準備を願います。

(3)独自システムの改修はできる限り早期に行って頂き、次世代シングルウィンドウへの手続の追加に迅速に対応できるよう願います。

5. 本通知の実施状況の調査及び公表について

2. (2)で述べたとおり、「貿易手続改革プログラム」及び「規制改革推進のための3か年計画」において、「港湾手続の統一化・簡素化」については平成19年度から平成21年度を「集中改革期間」位置づけて達成を目指すこととしており、「各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表」することとなっている。国土交通省と

してもこの趣旨に鑑み、集中改革期間において定期的に各港湾管理者における進捗状況を調査することとしているのでその際は協力をお願いします。

なお、調査方法等については別途通知する。

入港前手続様式(その1) 【別紙統一モデル様式1】
 【 港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式 】

- 危険物荷役許可申請 停泊場所指定願 移動許可申請 係留施設使用許可申請
 船舶運航動静通知 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請、船舶運航動静通知にあたっては、この様式を用いることができる。

- 港長殿
 港湾管理者殿
 地方運輸局長殿
 海上保安 _____ 長殿

船長氏名 _____
 申請者名 _____
 申請者住所 _____
 担当者名・連絡先 _____

【 外航 ・ 内航 】

申請者コード				
船舶基本情報	船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
	船種	【 貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他 】 / 【 汽船・機船・機帆船・その他 】		
	国籍	船籍港		
	総トン数	国際総トン数	重量トン数 全長	
	連絡方法	呼出符号(信号符号) 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)	
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)			
	(名前)		(コード)	
	(住所)			
(電話番号又はFAX番号)				
代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号		(コード)		
(名前)				
(住所)				
(電話番号又はFAX番号)				
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)	
	着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分 【 入港 ・ 移動 】	着岸舷側 【 左舷 ・ 右舷 】	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで) 〇.〇(m)
航海情報	航路名		【 優先指定 ・ 定期 ・ 不定期 】	
	仕出港	前港	次港 仕向港	
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分			

船名			IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	(種類) (数量)	(種類)	(数量)	
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報		品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【 有 ・ 無 】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称			
		②保障契約の証書の番号			
		③保障契約の有効期間			
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【 なっている ・ なっていない 】		
	⑤保障限度額				
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有 ・ 無 】					
備考					

入港前手続様式(その2)

船名	IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)			
船舶警報通報装置の有無 【 有 ・ 無 ・ 故障 】	船舶指標対応措置に対応した国際海上運 送保安指標	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 月 日 時 分 (位置)		
船舶保安証書等の番号及び発給機関 (番号) (発給機関)	船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名) (連絡先)	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名) (職名)		
当分の間内航か 【 はい ・ いいえ 】				
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻				
① (予定港) (係留施設名)				
(時刻) 月 日 時 分				
② (予定港) (係留施設名)				
(時刻) 月 日 時 分				
③ (予定港) (係留施設名)				
(時刻) 月 日 時 分				
④ (予定港) (係留施設名)				
(時刻) 月 日 時 分				
⑤ (予定港) (係留施設名)				
(時刻) 月 日 時 分				
船 船 保 安 情 報	出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻			
	① (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】		② (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】	
	(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
	③ (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】		④ (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】	
	(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
	※以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする			
	經由国名	經由港名	經由港入港年月日	經由港出港年月日
	①	①	① 年 月 日	① 年 月 日
	②	②	② 年 月 日	② 年 月 日
	③	③	③ 年 月 日	③ 年 月 日
④	④	④ 年 月 日	④ 年 月 日	
⑤	⑤	⑤ 年 月 日	⑤ 年 月 日	
⑥	⑥	⑥ 年 月 日	⑥ 年 月 日	
⑦	⑦	⑦ 年 月 日	⑦ 年 月 日	
⑧	⑧	⑧ 年 月 日	⑧ 年 月 日	
⑨	⑨	⑨ 年 月 日	⑨ 年 月 日	
⑩	⑩	⑩ 年 月 日	⑩ 年 月 日	

経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	経由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容	経由港乗船本邦下船旅客の有無
①	①【有・無】(内容)	①【下船旅客の有・無】
②	②【有・無】(内容)	②【下船旅客の有・無】
③	③【有・無】(内容)	③【下船旅客の有・無】
④	④【有・無】(内容)	④【下船旅客の有・無】
⑤	⑤【有・無】(内容)	⑤【下船旅客の有・無】
⑥	⑥【有・無】(内容)	⑥【下船旅客の有・無】
⑦	⑦【有・無】(内容)	⑦【下船旅客の有・無】
⑧	⑧【有・無】(内容)	⑧【下船旅客の有・無】
⑨	⑨【有・無】(内容)	⑨【下船旅客の有・無】
⑩	⑩【有・無】(内容)	⑩【下船旅客の有・無】
航行速力	航海中の異変等	

注1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。

注2 入港前手続様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。

注3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。

注4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。

注5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。

注6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

注8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。

注9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。

注10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

注12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。

注13 入港前手続様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

住所又は所在地
 申請者 氏名・名称
 連絡先
 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

港 湾 名	
申請者コード	
船 名	
信号符字(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希望給水場所コード	
備 考	

旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請書

年 月 日

住所又は所在地
 申請者 氏名・名称
 連絡先
 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申請者コード						
港湾名						
船名						
信号符字(コールサイン)等						
係留施設名						
施設コード						
利用希望施設	旅客乗降用渡橋(固定)					台
	旅客乗降用渡橋(移動)					台
	その他()					台
利用予定日時	着岸から離岸まで	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
	着岸時	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
離岸時	(開始)	月	日	時	分	
	(終了)	月	日	時	分	
その他	(開始)	月	日	時	分	
	(終了)	月	日	時	分	
備考						

ひき船 使用許可申請書兼配船希望願

年 月 日

住所又は所在地
 申請者 氏名・名称
 連絡先
 (法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

港 湾 名						
申請者コード						
係留施設名						
施設コード						
船名・信号符字等						
総トン数 (料金体系によってはD/Wを記載)						
船種	【コンテナ船・自動車専用船・油槽船・一般貨物船・旅客船・その他】					
スラスターの有無	【有・無】					
水先人乗船の有無	【有・無】					
利用日時	入 港	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
	出 港	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
	その他	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
ひき船	ひき船名 (希望するひき船がある場合や欄外※の場合に記載。それ以外の場合は希望隻数を記載。)	ひき船事業者名 (欄外※の場合にのみ記載)				
ひき船コード						
船舶運航事業者 (欄外※の場合にのみ記載)	(名称)					
	(国名又は都市名)					
備考						

※ 外航船舶の運航事業者より委任を受けた船舶代理店がひき船使用料を支払う場合であって、消費税の免除を受けるため、本申請書をもって役務提供の相手方が船舶運航事業者であることを証明する書類とする場合には、「申請者」欄への印、「船名」・「利用日時」・「ひき船名」・「ひき船事業者名」・「船舶運航事業者」欄への記載が必要となります。

その場合、ひき船事業者が請求書控えなどの必要書類とともに、本申請書を必ず保管する必要があります。

船舶廃油処理施設使用許可申請書

年 月 日

住所又は所在地
申請者 氏名・名称
連絡先
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

申請者コード	
船名	
総トン数	
利用日時	年 月 日 時
備考	

入 港 料 減 免 申 請 書

年 月 日

住所又は所在地
申請者 氏名・名称
連 絡 先
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

申 請 者 コ ー ド	
港 湾 名	
入 港 日	年 月 日
船 名 ・ 信号符字等	
総 ト ン 数	
入 港 料 の 額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備 考	

入 港 料 還 付 申 請 書

年 月 日

住所又は所在地
申請者 氏名・名称
連 絡 先
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

申請者コード	
入 港 し た 港 名	
入 港 し た 日	年 月 日
船 名	
総 ト ン 数	
既 納 入 港 料	円
還付を受けようとする額	円
還付を受けようとする理由	
備 考	

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

住 所
申請者 氏 名
電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド		荷 役 機 械 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン)等		船 名	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
備 考			

港湾施設（上屋）使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

住 所
 申請者 氏 名
 電 話
 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド	施 設 名 称		
使用面積	m ²	使用区画 (区画名)	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考			

港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

住 所
 申請者 氏 名
 電 話
 （法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

申 請 者 コ ー ド			
施 設 コ ー ド	施 設 名 称		
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考			

コンテナ用電源使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

住 所
申請者 氏 名
電 話
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド				
施 設 コ ー ド	施 設 名 称			
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から			
	年 月 日 時 分 まで			
コンテナ 番 号	コンテナ種別		20フィート・40フィート	
備 考				

港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

住 所
 申請者 氏 名
 電 話
 (法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド		施設の種類	1. 上屋 2. 荷さばき地 3. 野積場
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区 画 名)	
使 用 予 定 期 間	年 月 日 時 分 から		
	年 月 日 時 分 まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考			

(注意) 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。

港湾施設（荷さばき地等）使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿

住 所
申請者 氏 名
電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申請者 コード		施設の種類	1. 荷役機械 2. 上屋 3. 荷さばき地 4. 野積場 5. コンテナ用電源
施設 コード		施設名称	
信号符字 (コールサイン)等		船名	
使用数量 (使用面積)		使用区画 (区画名)	
使用予定 期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨物	品名コード(コンテナ番号)	品名(コンテナ種別)	個数・トン数
備考			

(注意) 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。